



島根県報

令和2年3月6日(金)

第 8 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	(")	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新	(障 が い 福 祉 課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	(")	3
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	4

【病院局規程】

島根県病院局財務規程の一部改正		4
-----------------	--	---

【人委告示】

令和2年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第1回)の実施		5
------------------------------	--	---

告 示

島根県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションてれさ	出雲市武志町734番地1	平成31年3月31日
斎藤歯科医院	浜田市三隅町西河内479番地5	令和元年12月31日
たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215番地	令和元年12月31日

島根県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
よしおか小児科・循環器科	大田市大田町大田イ812番地4	令和2年1月1日

島根県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人萌友福祉会	短期入所生活介護	短期入所生活介護みとやの郷	雲南市三刀屋町乙加宮3400番地2	令和2年3月31日
社会福祉法人萌友福祉会	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護みとやの郷	雲南市三刀屋町乙加宮3400番地2	令和2年3月31日

島根県告示第126号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
医療法人社団 日立記念病院	介護療養型医療施設 日立記念病院	安来市安来町1278-5	令和2年2月29日

島根県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名称	所在地		
佐貫内科医院	松江市八雲町日吉194-10	精神通院医療	令和2年3月1日
医療法人壽生会寿生病院	出雲市上塩冶町2862-1	精神通院医療	令和2年3月1日
有限会社みはし薬局片庭店	浜田市片庭町51-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年3月1日
こころ訪問看護ステーション	出雲市天神町115-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年3月1日

島根県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
野上医院	浜田市三隅町三隅1303	精神通院医療	令和2年3月1日

島根県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸山達也

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名称	所在地			
	変更前	変更後		
こころ訪問看護ステーション	出雲市天神町869 天	出雲市天神町115-2	育成医療	令和元年12月21日

ン	神ビル2F		更生医療 精神通院医療	
---	-------	--	----------------	--

島根県告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

江津市跡市町1103、1107、3651、3652、3653（次の図に示す部分に限る。）、3656から3659まで、3832、3832-1、3833-1、3835から3838まで、3840から3843まで、3844-1、3844-2、3845、3846-2から3846-4まで、3847、3848-1、3849から3854まで、3850-1、3855-1

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第131号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸 山 達 也

海士町加入区（海士町漁業協同組合）

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第1号**

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月6日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第29条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第131条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

別表第2の勘定科目表費用勘定の部中「賃金」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）を次のとおり実施する。

令和2年3月6日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 受付期間

令和2年3月9日（月）から同年4月17日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4月17日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月15日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分		採用予定人員	職 務 内 容
10月採用	男性	10名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たる。
	女性	2名	
4月採用	男性	29名	
	女性	7名	
武道		1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 1 採用予定人員は、変更する場合がある。

2 採用時期は、原則として、採用区分が「10月採用」の場合は令和2年10月1日、「4月採用」及び「武道」の場合は令和3年4月1日とする。

3 採用区分「10月採用」、「4月採用」、「武道」は、受験資格を満たせば併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が複数の区分で合格対象者となった場合は、以下の①から順に判断し、合格対象となった区分以外は合格の対象としない。

①「武道」 ②「10月採用」 ③「4月採用」

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分		年齢・学歴・資格等
10月採用	男性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和2年9月30日までに卒業する見込みの者
	女性	

4月採用	男性 女性	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの者
武道		次のア及びイに該当する者 ア 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	令和2年5月10日（日） 受付時間 8：30～9：00 試験時間 9：30～17：00（予定）	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 浜田市 島根県立大学（浜田キャンパス） （浜田市野原町）	令和2年5月26日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	第2次試験	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	
採用区分「武道」の専門実技試験は令和2年6月13日（土）に松江市で実施する。			

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加 点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道及び情報処理）の該当者に、程度に応じて一定点を加算する。

第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定 (英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	iBT	44点以上
エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D級以上	
	柔道 初段以上 (講道館認定)	
	剣道 初段以上 (全日本剣道連盟認定)	
	情報処理 情報処理技術者試験 (経済産業省認定の国家試験) の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書等) の原本とその写し (A4判) を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (大学卒業程度)
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官 (武道) として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 柔道 ・課題技を与える基本技能 ・試験補助員との試合形式による実践的技能 剣道 ・日本剣道形の技能 ・試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)

作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登録され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合又は3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、令和2年4月1日時点、大学卒22歳で月額209,768円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。